

町田市ケアマネジャー連絡会 会員の皆様

2020年3月6日

町田市ケアマネジャー連絡会会長 斎藤秀和

今般の新型コロナウイルスにかかわるケアマネジメント業務に関し、サービス担当者会議を実施できない等の「やむを得ない理由」、モニタリングを実施できない「特段の事情」について役員会で協議し、市役所とも確認協議の上、下記に留意して各位にて取扱いをお願い致します。

サービス担当者会議の「やむを得ない理由」、モニタリングの「特段の事情」に該当する場合は、支援経過記録等に次の点を留意して記録してください。

【サービス担当者会議】

- ①サービス担当者会議の開催調整で、利用者（家族）に連絡したところ、「新型コロナウイルスを理由に訪問を控えてほしい」と要望があった。
- ②最低限の人数での訪問、短時間での実施等を伝えたが、再度拒否があった。
- ③利用しているサービス事業所に照会等を実施し、意見の聞き取りを行い、記録を残し、計画書（案）の内容を共有した。
- ④計画書（案）について利用者（家族）に説明し同意を得た。
- ⑤利用者、利用しているサービス事業所に計画書を交付した。
- ⑥新型コロナウイルスが収束し、必要性がある場合は、サービス担当者会議を開催することを伝えた。
なお、やむを得ない理由については、利用者(家族)からの意向から生じるものであり、ケアマネジャーや事業所意向で判断すべきではないという事は周知のとおりです。
- ⑦ケアマネジャーとして、運営基準上の「やむを得ない理由」に該当すると判断した理由（現在の社会情勢、感染予防の観点から利用者（家族）からの拒否等）を記載する。

【モニタリング】

- ①モニタリングの訪問調整で、利用者（家族）に連絡したところ、「新型コロナウイルスを理由に訪問を控えてほしい」と要望があった。
- ②短時間での実施や玄関等での実施について説明したが、再度拒否があった。
- ③利用者（家族）から同意を得て、今回のモニタリングを、電話、メール、FAX等を利用し実施した。
- ④利用者（家族）に対して、生活状況や身体状況の変化、緊急的な訪問が必要な場合は、連絡するよう伝えた。
- ⑤新型コロナウイルスが収束し、訪問ができるタイミングになり次第訪問を行うことを伝えた。
- ⑥ケアマネジャーとして、運営基準上の「特段の事情」に該当すると判断した理由（現在の社会情勢、感染予防の観点から利用者（家族）からの拒否等）を記載する。

ご不明な点があれば、FAX (0427946627) 町田病院長谷川までお問い合わせください。